

青警本生企第806号
青警本保第第1398号
平成26年3月25日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

生活安全部門所管法令に係る許可等事務アドバイザー制度の運用について

この度、「生活安全部門所管法令に係る許可等事務改善計画について」（平成26年3月13日付け青警本生企第776号ほか）に基づき、許可等事務に携わる人材の質的向上及び育成に係る施策として、次のとおり生活安全部門所管法令に係る許可等事務アドバイザー制度を運用し、本県警察の生活安全部門における許可等事務の指導體制を強化し、事務処理に関する不適切事案の防止を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

記

1 運用目的

警察署生活安全担当課における許可等事務担当者のうち、知識と経験を十分有し、かつ指導力を有する警察職員を、「生活安全部門所管法令に係る許可等事務アドバイザー」（以下「許可等事務アドバイザー」という。）に指定し、指導者としての自覚の醸成と新任担当者等の身近な相談役となる体制を構築することで、本県全体の許可等事務の指導體制の強化及び適正かつ能率的な業務を推進することを目的とする。

2 運用開始時期

平成26年4月1日

3 選考要領

(1) 選考基準

年齢、階級を問わず、積極的に許可等事務に取り組み、知識と指導力を十分有する警察職員を選考基準とする。

(2) 専門分野

担当する専門分野は、生活安全部門が所管する質屋・古物営業、警備業、探偵業、風俗営業及び危険物等とする。

なお、過去の勤務実績により複数の専門分野において経験を有する警察職員については、それぞれ得意とする専門分野を複数指定するものとする。

(3) 配置所属

県内18警察署を青森、八戸及び弘前の3ブロックに区分けし、各ブロックごとに専門分野を担当する許可等事務アドバイザーを配置する。

ア 青森ブロック～青森警察署、青森南警察署、外ヶ浜警察署、大間警察署、むつ警察署、野辺地警察署

イ 八戸ブロック～八戸警察署、三戸警察署、五戸警察署、十和田警察署、七戸警察署、三沢警察署

ウ 弘前ブロック～弘前警察署、鮎ヶ沢警察署、つがる警察署、五所川原警察署、板柳警察署、黒石警察署

(4) 本部主管課長による許可等アドバイザーの指定

毎年春の定期異動後、本部主管課長は速やかに各警察署長と協議を行い、該当する警察職員に対して、別記様式第1号により指定書を交付するものとする。

(5) 任期及び再編

任期については原則として1年間とするが、係の配置換えや異動等がない場合は任期を継続するものとする。また、任期中に係の配置換えや異動等があった場合は、都度、本部主管課長が指定及び解除の再編を行うものとする。

(6) 指定の解除

許可等アドバイザーの指定解除については、別記様式第2号により通知書を交付し当該職員に通知するものとする。

(7) 許可等アドバイザーの名簿の作成

本部主管課長は、別記様式第3号に指定した許可等アドバイザーの名簿を作成し、1年間保管するものとする。

4 許可等事務アドバイザーの任務

(1) 各専門分野に関する相談・質疑に対する対応

ア 許可等事務アドバイザーに指定された警察職員は、担当ブロックの新任担当者等からの相談・質疑があった場合に積極的に対応し、身近な相談相手として必要な助言を行うものとする。

なお、各ブロックに専門分野を担当する許可等事務アドバイザーを指定できない場合や担当ブロックの許可等アドバイザーが不在の場合は、他のブロックの許可等アドバイザーが積極的に対応するものとする。

イ 許可等アドバイザーが対応する新任担当者等からの相談・質疑については、

- 各種申請等に係る添付書類、記載要領
- 申請手数料関係
- 許可等事務アドバイザーが普段から創意工夫している事項
- その他定型的又は軽易な事務処理要領

等の許可等事務に関する基本手続とし、高度な判断を要する相談・質疑については、直接本部主管課に回答を委ねることとする。

(2) 許可等事務に関する自己研鑽

許可等事務アドバイザーに指定された警察職員は、指導者としての自覚を醸成し日頃から新任担当者等に対する指導方法を研究するなど、許可等事務に関する自己研鑽に努めるものとする。

(3) 業務改善に向けた取組

許可等事務アドバイザーに指定された警察職員は、適正かつ能率的な許可等事務の推進に向け、本部主管課とともに業務改善に向けた取組を行うものとする。

5 研修会の開催

定期異動後、許可等事務アドバイザーに指定された警察職員を対象とした研修会を開

催し、許可等事務の現状や新任担当者等に対する指導方法等について意見交換を行い、許可等事務のレベルの向上を図ることとする。

6 その他

(1) 技能指導官等への推薦

本通達で運用する許可等事務アドバイザーについては、「青森県警察職員の技能指導官等に関する訓令」（平成18年本部訓令第2号）及び「青森県警察職員の技能指導官等に関する訓令の実施要綱の制定について」（平成25年5月31日付け青警本教第223号ほか）に基づく施策に準ずる生活安全部所管法令に係る許可等事務の独自施策と位置づけ、今後、本部主管課担当係及び許可等事務アドバイザーとして指定された警察職員の中から、選考基準を満たした者を許可等事務に係る技能指導官等に推薦するものとする。

(2) 本部主管課への相談・質疑

本施策については、従来どおり新任担当者等が本部主管課に相談・質疑をすることを妨げるものではなく、許可等事務アドバイザーに業務全般を一任する施策ではないことに留意すること。

本件担当
生活安全企画課営業係
保安課風俗係、危険物係

指 定 書

(氏 名)

○ ○ ○ ○

(現階級・所属)

○○○○ ○○○警察署

内 容

青森県警察生活安全部所管法令に係る
○○○営業、○○○営業
許可等事務アドバイザーに指定する

期間：平成○○年○月○日から平成○○年○月○○日まで

年 月 日

青森県警察本部 生活安全部
(主管課長)
(階級) (氏名)

印

通 知 書

(氏 名)

○ ○ ○ ○

(現階級・所属)

○○○○ ○○○警察署

内 容

青森県警察生活安全部所管法令に係る
○○○営業、○○○営業
許可等事務アドバイザーの指定を解く

期間：平成○○年○月○日から平成○○年○月○○日まで

年 月 日

青森県警察本部 生活安全部
(主管課長)
(階級) (氏名)

印

